

令和5年 網走市議会
 総務経済委員会会議録
 令和5年6月15日(木曜日)

日時 令和5年6月15日 午前10時04分開会 委員外議員(1名) 金 兵 智 則
 場所 議場

議件 傍聴議員(6名) 栗 田 政 男
 1. 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正 里 見 哲 也
 予算中、所管分 永 本 浩 子
 2. 議案第3号 網走市税条例の一部を改正する 古 田 純 也
 条例制定について 古 都 宣 裕
 3. 議案第5号 エコセンター舞台照明設備改 村 椿 敏 章
 修工事請負契約の締結について

4. 議案第6号 財産の取得について 説明者
 5. 議案第7号 辺地の係る公共的施設の総合整 副 市 長 後 藤 利 博
 備計画の変更について 企画総務部長 秋 葉 孝 博
 6. 議案第8号 辺地の係る公共的施設の総合整 農林水産部長 川 合 正 人
 備計画の策定について 観光商工部長 伊 倉 直 樹
 7. 請願第1号 2024年度地方財政の充実・強化 建設港湾部長 立 花 学
 を求める意見書提出についての 新庁舎開設準備室長 武 田 浩 一
 請願 新庁舎開設準備室次長 小 松 広 典
 8. 請願第2号 2023年度北海道最低賃金改正等 企画調整課長 佐々木 司
 に関する意見書提出について 財 政 課 長 古 田 孝 仁
 9. 請願第5号 あばしりまちづくり条例の制定 税 務 課 長 稲 垣 一 寿
 を求める請願 農 林 課 長 佐 藤 岳 郎
 10. 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方 農林水産部参事 江 口 優 一
 式(インボイス制度)の見直し 観 光 課 長 井 上 博 登
 を求める陳情 商工労働課長 中 村 幸 平
 11. 農作物の作況調査の実施について 観光商工部参事 田 端 光 雄
 12. 行政視察について 観光商工部参事 野 口 公 希
 建 築 課 長 小 原 功
 都 市 整 備 課 長 村 上 雅 彦

出席委員(7名) 新庁舎開設準備室参事 大 嶋 尚 士
 委 員 長 井 戸 達 也 新庁舎開設準備室参事 遠 藤 崇 哲
 委 員 小 田 部 照 新庁舎開設準備室参事 高 橋 剛
 澤 谷 淳 子 新庁舎開設準備室参事 日 野 智 康
 立 崎 聡 一 新庁舎開設準備室参事 山 縣 叔 彦
 深 津 晴 江
 松 浦 敏 司
 山 田 庫 司 郎

欠席委員(1名) 事務局職員
 副 委 員 長 石 垣 直 樹 事 務 局 長 岩 尾 弘 敏
 次 長 石 井 公 晶
 総 務 議 事 係 山 口 諒

議 長 平 賀 貴 幸 午前10時04分開会
 井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会

を開会します。

本日の委員会では、付託されました議案6件、請願3件、陳情1件について審査します。

本日の進行ですが、まず、企画総務部、農林水産部関係分の議案について審査後、理事者を入替えます。

その後、観光商工部、建設港湾部、新庁舎開設準備室関係分の議案について、理事者入替えをしながら、順次審査します。

議案審査終了後、理事者を入替え、付託されました請願等の審査を行います。

請願等の審査が終わりましたら、作況調査と行政視察について協議いたします。

それでは、まず初めに議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

稲垣一寿税務課長 議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。議案資料28ページ、資料3号を御覧願います。

1. 趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、1点目は個人市民税に係る森林環境税の導入に伴う取扱いの規定で令和6年度より、個人住民税の均等割に併せて、森林環境税の賦課徴収が開始されることから個人住民税の取扱規程に森林環境税についての規定を加えるものでございます。

これにつきましては、ここに記載の7項目について、現状の市民税道民税の取扱いと同様に森林環境税についても、取り扱うことができるよう改正するものでございます。

2点目は、個人市民税に係る扶養親族等申告書の記載の簡素化の規定で、年末調整の際に提出する給与所得の扶養親族等申告書について前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき扶養親族等の事項に加えて異動がない旨を記載しての提出が可能となるものでございます。

3点目は、軽自動車税に係る種別割の税率変更の規定で令和5年7月1日の道路交通法改正により、いわゆる電動キックボード、これで一定の要件を満たすものが特定小型原動機付自転車として新たに区分されることに伴い、軽自動車税の種別割の登録日についても、三輪以上の電動キックボードは、従前、ミニカーとしての原動機付自転車区分でしたが、一般の原動機付自転車区分の税率に変更となる

ものでございます。

これによりまして、二輪のものは一般の原動機付自転車、三輪以上のものはミニカーの原動機付自転車として、現在は二つの区分となっている電動キックボードにつきまして、一般の原動機付自転車としての一つの区分に統一されるものでございます。

4点目は、固定資産税に係るマンションの長寿命化に対する特例措置の創設で区分所有のマンションにおいて、長寿命化に該当する大規模修繕工事を行った場合の家屋に係る課税標準の減額の割合について国の参酌基準に準じて、わがまち特例により3分の1とするものでございます。

5点目は、軽自動車税に係る環境性能割種別割の賦課徴収の特例の規定で車両メーカーによる燃費排ガス試験不正に対する税制上の再発抑止策として、不正により生じた優遇減税額分をメーカーに負担させる際の追徴課税の割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

6点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する市民税についての文言等の整理を行うものでございます。

3. 施行期日等につきましては記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては30ページから37ページに記載しております。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 御質問をさせていただきます。

今御説明いただいたところなんです、内容の特に1番について、市民にとっての影響を具体的に教えていただきたいと思います。

稲垣一寿税務課長 1点目の森林環境税でございますが、これにつきましては、個人住民税の均等割が課税される方を対象として国税として1人年額1,000円となります。

これにつきましては、現在、東日本大震災を受けて制定された復興特別税、これが平成26年度から令和5年度までの10年間、市民税道民税の均等割にそれぞれ500円ずつが加算されております。

これが令和5年度で終了して、この復興特別税に変わって、令和6年度から森林環境税1,000円が変わって賦課徴収となりますため、個人住民税の負担額に変更、影響はございません。

すみません、失礼しました。市民税道民税均等割

にそれぞれ500円、合計1,000円が今、復興特別税として加算されております。

深津晴江委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

澤谷淳子委員 先ほど、電動キックボードが今まで一般の原付とミニカーの三輪のほうはミニカーってことでそれがどちらも原付のやつになるということですよ。

稲垣一寿税務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

澤谷淳子委員 そうすると、電動キックボードを網走で見たことはないんですけども、一応自賠責も入ってステッカーも貼ってナンバーが交付されるということですか。

稲垣一寿税務課長 はい、現在でもですね、もし登録されればですね、一般の原付と同じようにナンバーを付けて自賠責に加入していただいとということになります。

今回ですね、電動キックボードが先ほどの委員おっしゃられたように網走にあるかどうかちょっとわからないのですが、一応、特定小型原動機付自転車という新しい区分ができたものですから、ナンバープレートにつきましても、従来の原動機付自転車より若干小さめなプレートということで予定しております。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の課税標準の割合ということではありますが、現時点で網走にも、たしかあるなというふうに思うんですが、この辺、現時点での状況、それから減額するということなのでいいことではあると思うんですが、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

稲垣一寿税務課長 ただいまのですね、長寿命化マンションに対する固定資産税の減額でございますが、区分所有のマンションが対象ということで、現在、網走に1棟ございます。

ただし、今回のこの減税のですね、要件として、建築後20年以上で10戸以上、過去に長寿命化工事を1回以上実施している、長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保している等の要件がございまして、現在、市内にある対象の1件のマンションにつきましては、築20年に満たないものですから、今回のこの特例は対象となりません。ということなので、網

走市の税額には影響はございません。

松浦敏司委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたしました。

井戸達也委員長 次に、議案第6号財産の取得について説明を求めます。

古田孝仁財政課長 議案第6号及び議案資料の42ページ、資料6号を御覧ください。

議案第6号財産の取得について御説明申し上げます。今回、取得する財産は、財務会計システム一式でございます。

1. 取得理由は、前回更新から保守期間が終了したため更新を行うものでございます。

2. 更新する財産の概要ですが、財務会計システムFASTの一式でございまして、具体的にはサーバー本体の更新、インボイス制度対応機能及び電子決裁機能の追加でございます。

3. 取得の相手方は、北海道市町村備荒資金組合です。

4. 取得方法は、市が取得する財産の選定、入札などの購入事務を行い、その後、北海道市町村備荒資金組合が購入先と売買契約を締結し、購入した財産を市へ譲渡する流れでございます。

5. 取得金額は2,999万7,000円でございます。これに、金利を加算した額を5年間で分割払いすることになります。

6. 納入期限は、令和6年3月29日でございます。

財産の購入先は7. その他に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松浦敏司委員 確認といいますが、いわゆるこの種の手法といいますが、備荒資金組合を通じて、こういった買物をするといいますが、こういう手法を取ることに行政にとっての利点といいますが、どんなものがあるのかなと、あえてこういう手法を

取る、そういう理由について伺います。

古田孝仁財政課長 簡単に言えば、リース方式みたいな分割払いの方式でございますので、単年度に財政需要が大きくなるというのが最大のメリットでございます。

ただ、購入するものがこういう機材でございますので、5年が上限となっておりますが、それでも大きな財政負担が単年度に集中しないような形での運用というのがメリットと捉えて活用をしているところでございます。

松浦敏司委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、これは、譲渡を受けて5年で払っていくという内容の説明です。

単純ですが、これは債務負担行為を起こさなくても大丈夫なんですか、これは。

古田孝仁財政課長 債務負担行為につきましては当初予算の段階で計上のほうはさせていただいております。今回は、2,000万を超える財産の取得ということになりますので、議決を求めるものでございます。

山田庫司郎委員 いや、すいません、認識不足で。当初予算で債務負担。

申し訳ありません。理解しました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第6号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

井戸達也委員長 次に、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、関連しておりますので一括して説明を求めます。

古田孝仁財政課長 議案第7号及び議案資料の43ページ、資料7号を御覧ください。

議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

まず、目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する

法律第3条第8項の規定に基づき、令和2年度に策定した計画に新たな事業を追加する変更をしようとするものでございます。

2. 総合整備計画の概要でございますが、計画期間は全て令和2年度から6年度までで、計画変更する内容は、今年度行いますスクールバスの更新事業を追加するものでございます。

変更となる辺地と追加額は、中園と字昭和と東網走地区で構成する中和東辺地で226万円、山里辺地で684万円、稲富辺地で310万円でございます。

各辺地の事業費はスクールバスに乗車予定の生徒・児童の人数で、総事業費は案分し算出しているところでございます。

続きまして、議案第8号及び議案資料の44ページ、資料8号を御覧ください。議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

まず、1. 目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、新たな総合整備計画を策定するものでございます。

2. 総合整備計画の概要でございますが、計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間でございます。

策定する計画の内容は、一つ目が能取と平和地区で構成する能平辺地、平和停車場線、西能取南線、中能取線の三つの道路を整備しようとするもので、事業費は7,200万円でございます。

2つ目は、卯原内と藻琴の教職員住宅の改修に係るもので令和4年度で計画期間が満了となった三つの辺地について改めて計画を策定するものでございます。

策定する辺地と額は、卯原内の教職員住宅分で能平辺地で110万円、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地で320万円、藻琴の教職員住宅分で、浦士別辺地で70万円でございます。

各辺地の事業費は、対象の教職員住宅に居住する教員が勤める学校に通学する児童・生徒数で総事業費は案分し算出しております。

議案第7号及び議案第8号両方に係るものでございますが、本計画につきましては、北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決を頂きました後に総務大臣に提出することとなります。

このことによりまして、財政上有利な辺地債の発

行が可能となり、元利償還金の80%が後の地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定しました。

井戸達也委員長 次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、畑作振興対策事業、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料1号、6ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算について御説明をいたします。

1. 補正の理由及び内容につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除作業を実施した圃場の耕作者に防除協力金を支払うために次の経費を追加補正するもので、本年度、当初予算においてですね、対抗植物の植栽による防除を行う耕作者の14圃場51.78ヘクタールに対し、防除協力金の支払いを計上しておりましたが、今回、新たな対抗植物KGM201による防除を1圃場2ヘクタール、追加で行うこととなったため報償費123万2,000円を追加補正するものです。

2の補正額につきましては、(1)歳出予算は、補正前の額が3,395万7,000円、補正額123万2,000円で、財源は全額が道補助金で補正後の額を3,518万9,000円とするものです。

(2)歳入予算の道支出金については、補正前の額3,383万7,000円、補正額が123万2,000円で補正後の額が3,506万9,000円でございます。

説明については以上で終わります。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松浦敏司委員 今、新たな対抗植物といいますが、新たなものということでKGMというお話があったんですが、このKGMについて私にわかるように説明していただきたいと思います。

佐藤岳郎農林課長 今回、追加されましたKGM201という対抗植物ですけれども、今まではポテモンというですね、雪印種苗の開発した対抗植物というものを使っておりましたけれども、今回、カゴメが開発した品種になっておましてこの特徴といたしましては、まずポテモン、今まで一種類でしたので当然、もう一つ種類が増えるということで種子の調達のリスク、外国から輸入してきているものとかもありますので、そういったリスクを分散するという、それからあと、同じ品種を使っていますと、やはり抵抗性を打破するGpというものが出てくるリスクが高いということもありますので、そのリスクを低減するという。それからあと、この品種ですね、試験の結果によりますと疫病性が非常に強い、病害虫に強いと、Gpじゃなくてほかの疫病に強いという特徴を持っておりますのでこれらのメリットを生かして、このポテモンと併用してですね、防除を行っていきいたいという考えになります。

松浦敏司委員 そういう意味では、非常に期待できるのかなというふうにも思います。

それで、ついでに聞きたいんですけども今年に入って新たなそのシロシストセンチュウが、感染が広がったってところはあるんでしょうか。

佐藤岳郎農林課長 令和4年度ですね、確認をされた新たなGpの圃場、これ種芋の検査において確認がされたということなんですけれども、その関連圃場等についてはですね、現在、各圃検診においてですね、Gpの有無について調査をしているところでございます。

松浦敏司委員 そういう意味では新たな圃場で広がりというのは今のところないというふうに確認していいんでしょうか。昨年以降という点では。

佐藤岳郎農林課長 昨年、1圃場以降は確認されておりません。

松浦敏司委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 今、松浦委員は、新たな発生がなかったのかという確認ですけれども、緊急防除も含めてずっとここ3、4年、もうちょっとなるかもしれませんが、対応してきているのですが、網走市

のシロシストセンチュウの状況というのは、発生した時点からずっとこう比較していく中で、令和4年度の段階ではどういうふうに評価も含めて実態を把握しているのか御答弁いただきたいと思えます。

佐藤岳郎農林課長 今までのということでございますけれども、今までですね、220圃場ですか、911.48ヘクタールと押さえておりますけれども、こちらで発生が確認をされておまして、その後ですね、令和4年度まで検出限界以下になった圃場がですね、202圃場831.15ヘクタールですね、これ率でいきますとともに90%を超えているというところになっておまして、また単年度のですね、防除、今年、令和5年度でいいますと15圃場で行いますけれども、これ令和4年度までの実績もですね、70%から80%と非常に高い防除効果の率を示しておりますので、令和7年度までのですね、防除の期間で、これはこの率で計算するとですけれども、無事終えるのかなというふうに見込んでおるところでございます。

山田庫司郎委員 単純に今説明あったように、当初は220圃場の900ヘクタール以上、こういう形で状況が発生したわけですが、対策、対応していく中で今52ヘクタールの15圃場に縮小されてきたという考え方でいいんですか。

佐藤岳郎農林課長 令和5年度当初ですね、まだ検出限界以下になっていない圃場というのが18圃場、約80ヘクタールですね、79.7ヘクタール残っていますと。輪作の関係もありますので、今年、令和5年度に防除する面積というのが15圃場で53.78ヘクタールということになっておりますので、単純に今回、防除効果が100%だとすれば残りというのは、まだ防除していない面積が3圃場25.92ヘクタールですね、となっているところでございます。

山田庫司郎委員 相当数減ってきたという認識をしていいんだろうというふうに思います。

ただ、コロナと同等とは言いませんけれども、解明することが一番いいことですが、なお、やっぱり引き続き、道のほうもそういう考え方があるんで、道補助が7年までっていうお話ですが、ぜひしっかりですね、取り組んでいただいて全くなくなることが理想だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号令和5年度網走市一

般会計補正予算中、所管分、畑作振興対策事業、麦・大豆生産技術向上事業補助金について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 それでは同じく議案資料1号、7ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、麦・大豆生産技術向上事業補助金の補正予算について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容につきましては、農業者団体が行う麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制を推進する取組に支援するため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容についてですけれども、今回はソフト事業となっております、次の8ページから9ページにかけてもですね、事業実施主体別内訳表を御覧いただきたいと思えますけれども、表中に記載ありますとおり、対象作物は、小麦と小麦の種子、それと大豆ということで、25の利用組合と1法人が行う排水対策や土壌検診に基づく土づくり等の営農技術の導入、それからスマート農業技術の活用により、単収の増加及び作付面積の拡大の取組に対して合計1億7,070万4,000円の助成を行うものとなっております。

2. 補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、1億7,070万4,000円を補正するものでありまして、財源につきましては全額が道補助金でございます。

説明については以上になります。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 今までいろいろハードの面も含めてですね、対応を含めてしていただいているのですが、今ソフトの面っていうことで説明があったように、ソフトの面ということで、今回はこれだけの金額が道の補助含めてですね、対応になるわけですが、これ地元といいますか、農家の聞き取りをした上で要望していつているのか、例えば、その聞き取りの結果が、今回こういう形で成果として現れてきているんだと思えますが、達成率という表現がいいかどうかですが、聞き取った要望含めて大体、今回これ採択になったのかその辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

佐藤岳郎農林課長 今回のソフト事業ですが、国のほうのメニューですね、麦・大豆の生産性を向上するというので、幾つかのメニューに該当

する内容を行った生産者の方に定額で補助金を支給するという内容になっておりまして、例えば、排水対策の技術ということであれば、心土破碎ですとか、深耕というものを実施した団体に対して、25団体とかに対象は25団体なんですけれども、25団体に反当たり2,000円、こういった補助の内容になっておりまして、農家さんの要望のほうはですね、JAのほうがこれを確認しまして、集約をして報告しておりますのでこの部分を行った事業主体については全て該当になっているところでございます。

山田庫司郎委員 本当に要望を全部聞き入れてですね、対応していただければ一番いいというふうにます。

ただ、ちょっと中身を見て事業内容等も含めてですが、作付面積の拡大っていうのはこれ単純にわかるんですが、単収の増加っていうのがこの事業の内容になっていまして、これも逆にいうと目的なのかと思うんですが、これ結果、なんか監査じゃないですけども、結果をチェックされる形になるのかどうか。

佐藤岳郎農林課長 これについてもですね、事業の成果目標というものが設定されておりまして、こちらもちっとチェックがされて報告をするということになっております。

山田庫司郎委員 厳しく言えば、補助を出している立場で言えば、単収の増加が見られなかったと、こうなると補助金について戻していただきたいということはないんですねこれ。

佐藤岳郎農林課長 基準年度というものがありません、令和4年度の基準に対しては令和8年度の目標年度となっておりますので、それまでの間にこの目標が達成できればということで。ただ、この期間です、達成できなかった場合においても、すぐに補助金が返還というわけではなくて、例えば何かそういう利用、やむを得ない事情があったとか、そういった部分で報告をしていって、さらに毎年、延長となるその報告の中で目標が達成できれば、よしというふうになるということでございます。

山田庫司郎委員 私は単収が上がらなかったから返せという立場ではなくて、やっぱり、そういう制度だとするんなら、やっぱりしっかり取り組みしていただいて目的は単収の増加ですから、いろんな事業も含めて対応しながらですね、その単収の増加を目指すんだらうというふうに思いますから、4年かけてぜひですね、そういう目的が達成されるよう市

のほうもですね、しっかり対策していただきたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、畑作振興対策事業、農業経営基盤確立事業補助金について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 続いて、同じく議案資料1号10ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、農業経営基盤確立事業補助金の補正予算についてであります、
1. 補正の理由及び内容につきましては、農業者が行う営農基盤の確立や更なる発展を目的とした、農業機械の導入に対して支援をするため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容といたしましては、国の農地利用効率化等支援交付金を活用し、当市の作成する人・農地プランに位置づけられる1経営体に対し、事業費の10分の3以内、1事業主体当たり300万円を上限として助成するもので、3番の事業実施主体別内訳表のとおり、認定農業者が導入する馬鈴しょ倍土機の導入経費、280万5,000円に対して、76万5,000円の助成を行うものとなっております。

2. 補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、76万5,000円を補正するもので、財源につきましては全額が、道補助金でございます。

説明については以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産部関係は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正

予算中、所管分、価格高騰対策事業、地域応援商品券事業について説明を求めます。

中村幸平商工労働課長 議案資料1号、11ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算商工振興費、地域応援商品券事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品等の物価高騰に対する生活支援及び地域内の消費喚起を図るため、必要な経費を追加補正するものでございます。

経費の内訳は、商品券、チラシの印刷費などが363万4,000円、商品券配付に関する郵送料や事業周知の広告料などが950万円、商品券配布に当たっての封入作業、事業者登録、換金に関する事務などの業務委託費として321万8,000円、使用された商品券の換金交付金として2億4,500万円、事業費の合計は2億6,135万2,000円でございます。

2. 補正額(1)歳出予算は2億6,135万2,000円で財源内訳は国庫補助金が1億3,096万8,000円、基金繰入金が1億3,038万4,000円でございます。

(2)歳入予算は、記載のとおりでございます。

3. 事業の概要ですが、金券額面1セット7,000円の地域応援商品券を市民の方全員へ配付するものです。

配付については、世帯ごとの構成人数に応じたセット数を郵送により配付するものでございます。商品券の配付は7月中旬頃から順次行う予定をしており、商品券の使用期間は、令和5年9月30日までの概ね2か月間といたします。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

澤谷淳子委員 こちらようやく、市民お一人お一人に、全員に7,000円の商品券ということで、前回、全世帯に商品券のときは、はがきが郵送されて引換えだったんですが、これは本当にダイレクトに、お知らせとかせずにダイレクトに郵送ですね。

中村幸平商工労働課長 送付の方法なんですけれども、ダイレクトにまず商品券をお送りする。これについては、ゆうパックを活用しての方式を取ろうと思っております。そして、7月中旬以降の送付を予定しているところなんですけれども、事前にこういった事業、こういったゆうパックでの送付が行われますよといった周知を事前に全戸配付で行いたい

と考えております。

澤谷淳子委員 事前に周知を全戸配付するというのは、それはやはり、また郵送で文書のようなものを送るということですか。

中村幸平商工労働課長 周知方法につきましては、郊外地区につきましては、市の広報紙に折り込みをするほか、市内の市街地区につきましては、全戸配布の折り込みを考えております。

澤谷淳子委員 これが、使用期限が約2か月ぐらいいなんですけれども、前回のとき、全世帯の応援商品券ときも2か月ぐらいたったんですけれども、ほとんどは使えましたでしょうか。使われたんでしょうか。実績はどうだったでしょうか。

中村幸平商工労働課長 昨年の12月に行われました全世帯向けの商品券につきましては、実際に引き換えをされた方が88%程度、実際にそれを利用された方については90%以上、全体の中では、使用率としては9割を超えております。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

深津晴江委員 まず根本的には、市民の皆様には大変ありがたい応援券かなというふうに思うんですが、まず、金額が7,000円、1人7,000円っていう根拠を教えてください。

中村幸平商工労働課長 金券額面7,000円の考え方でございますが、今回、国のほうから示されました交付金が約1億3,000万円、これを1人当たりの人口割にしますと約3,800円程度の金額がございません。そこをまずスタート地点といたしまして、また、年間の家計の物価高騰などの影響などが第一生命経済研究所のレポートなどを参考にいたしますと年間で約1人当たり1万9,000円程度の値上がりではないかという見込みがございます。

これをひと月当たりになりますと約1,500円程度と なってまいります。

影響緩和という点でございます、これを例えば2月分とした場合に、先ほどの1人当たりの金額と合算いたしますと7,000円程度が妥当ではないかなというところでの考え方でございます。

深津晴江委員 いろいろと考えてのお値段、額面だってことはわかりましたが、それが妥当かどうか、市民に本当に届く、市としてしっかりと応援しますってところが届く金額かとなりますと、私としてはもう少し何とかならないか、決してこの物価高今、9月までで終わるっていうふうな考えにくいのもう少し何とかならないかというふうには、市

民の皆さんとしては思っていると思います。

あと、続けてなんですが、網走市は現在、デジタルファースト宣言されているかと思いますが、全て郵送ですとか、紙ベースで計画されていると思いますが、その点についてもう少しデジタル化できる部分はなかったのかという御検討されたのか、お伺いしたいと思います。

中村幸一商工労働課長 商品券のデジタル化に関する御指摘でございますが、その部分につきましては例えば、電子マネーですとかそういったものを活用した形での交付というものも検討してきたところでございます。

ただ、利用範囲をどの程度地域の中での利用に収めることができるかという点ですとか、年齢、世代構成によって利用の仕方に差が出てしまうのではないかという部分がございますので、今回につきましては、紙ベースでの実施とさせていただこうと思っております。

深津晴江委員 多分、今、御答弁いただいたところを含めても、網走市のデジタルの宣言かと思えますので、紙ベースですといろいろな経費がかかっておりますので、そこも含めて今後はぜひ、できる部分についてはデジタル化、世代によっては可能な世代もあるかというふうに考えますので進めていただければというふうに思います。

はい、以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 今、深津委員のほうから7,000円が本当に妥当かというようなお話、私もそう思います。これからさらに電気料金も上がるというようなことで、現実にはこの春、賃金が上がったというふうに言われていますけれども、しかし、現実にはその賃金はこの物価高に追いついていないということも、明白になっているという中でやっぱり市民の暮らしってというのは相当大変になってきている。

そしてさらに、電気料が大幅に上がるということ、そして、いわゆる、日常を消費する商品がまだ、これから先上がっていくというようなこと、そんなことを考えたときに先ほど課長のほうから説明ありましたけれども、それはそれとして一つの根拠だと思うんですが、できればもっと上げて欲しかったなというふうには、これは今さらどうにもなりませんけれども、そういうふうな印象を持つのと、それで伺いたいのは1人7,000円ですから、3人家族がいれば2万1,000円ということになる、一定の金

額になるとは思います。

それはそれとして、当然、市民の暮らし、同時にこれは商品券ですから町中で使うことによって、効果が現れるものだというふうに思うんで、その点で経済波及効果といいますか、このことによってどんなふうな効果があるのかという、その辺どんなふうな考え方を持ってやっているのか伺いたいと思います。

中村幸平商工労働課長 商品券を実施することによります地域経済への波及効果といった御質問かと思いますが、昨年の12月に実施しました商品券事業の際に利用者の方にアンケートを取らせていただいております。

その中では、総発行額が1億8,722万円、そのうち普通の買い物に使ったのは幾らでしょうかという問いをしたところ1億5,900万円、商品券をきっかけとして大きな一時的な買い物といいますか、それに合わせてしたよという買い物については5,500万円程度、さらにそこに追加での現金を加えて買いましたよといったものがプラスで2,700万円程度というアンケートからの推計がございます。

その結果といたしましては、その経済効果としてトータルで2億1,400万円程度がその際にはお金として動いたのではないかというふうに捉えておまして、経済効果といたしましては、発行額の約1.14倍程度が、あくまでもアンケートからの推計にはなりませんけれども想定されるところでございます。

それによりますと今回2億4,500万円の発行額、これが100%仮に使用されたケース、さらにその場合の1.14倍というようなところで数字を考えますと約2億8,000万円弱、2億7,000万か2億8,000万円程度の経済効果になるのではないかと見込んでおります。

松浦敏司委員 はい、わかりました。

少しでも、景気がよくなるように期待したいと思います。

終わります。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 大変ありがたい事業だというふうに私も認識をしますが、何人かから出ている7,000円の根拠も含めて説明があったんですが、これは2億4,500万を7,000で単純に割り返すと3万5,000人分の数になるんだらうというふうに思うんですが、今、当市の人口が3万3,000だらうというふうに私は認識をしているんですが、この2,000人

多いっていうのは何か考え方があるのかどうか。

中村幸平商工労働課長 セット数3万5,000セットの根拠でございますけれども人口につきましては積算時点で3万3,870人の人口に規模でございます。

そこから出生、転入などの部分、またプラスの予備分を含めましても3万5,000セットでの用意というところでございます。

山田庫司郎委員 3万3,800いますか今。わかりました。

余裕を持つのは、確かに6月1日時点の市民である人という限定ですよ。ですから6月2日に生まれた方は対象にならないと、こういう考えでいいですね。

中村幸平商工労働課長 基準日の考え方でございます。6月1日時点にまず網走市に住民登録がある方、また、その後、使用期間内に基本的には出生された方、転入されてきた方についても対象としていきたいというふうに考えております。

山田庫司郎委員 そうなりますと、7月の中旬ぐらいに各世帯に郵送したいとその時点ではもう把握してなきゃならんわけでいつまでに生まれた方、住民票移した方をカウントする考えでいるのか、これ明確にしないと広告なりチラシ出したときに市民が混乱すると思いますが、いかがですか。

中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、基準日、いつまでを対象とするのかということについては、基準を設けないと非常に理解が難しくなるという部分があるというのは承知しております。

一応、現時点での考え方といたしましては、転入、出生について随時、把握をした上でそれぞれの世帯に送るという作業を想定しております。その上で利用期間のことも考えますと、一つの区切りとして8月末までの転入、出生については対象としたい、さらにこの後はぎりぎりどこまで持っていけるかというふうな考え方をしております。

山田庫司郎委員 基本的な考えということであるべく拾ってあげますという表現は別にしてですね、対象者を増やしてやりたいという思いは伝わってきますから、8月いっぱい。それで、7月に出した時点で後でまた発生した場合については逐次、増えた分は世帯に送るということでよろしいですね。

中村幸平商工労働課長 委員おっしゃるとおり、基本的に出生あるいは転入で網走市に新しく住所を決められた方のところを把握した上で、一定の区切

りを持って送り込んでいきたいというふうに考えております。

山田庫司郎委員 それと9月30日までが期限となっております。これもいたずらに延ばすのがいいと私も思っていないんですが、実質9月30日で大丈夫なのかどうかは原課としては、これは大丈夫だという判断をしているんですね。

中村幸一商工労働課長 使用期限につきましては、区切りをどこに設けるかという点についてはいろいろな考え方がございます。その上で、物価高への影響を緩和するという点である一定期間のところを想定しておりますので、今回は9月の30日とさせていただきますイメージでおります。

山田庫司郎委員 何人かが7,000円のお話もされていまして。私も区切りどころ1万にならんかというふうに単純に思うんですが、そうなるかとあと1億必要になるんだろうというふうに単純に思うんですよ。それで、ふるさと基金からきくと、一般財源の部分は基金としてここに流用していると思うんですが、電気料金も上がりますと、これから。それとガソリンの今国が補填しているものもいつになったらあの分もなくなるかとなると、ガソリンもまた非常に心配の要素もございます。それと大変市民にとってありがたかった水道の基本料金の問題も2か月で終わりますから、ですからこれはまだ私はですけども、もう少し延ばしていただくと、水道部の管轄ですからここで議論にはなりません、そういうものもトータルしていくと、私やっぱり7,000円のベースでいいのかなというふうにちょっと思うんですが、ここは説明いただきましたから同じような答弁になるかもしれませんがここは、増額は難しいということで再確認させていただきたいと。

中村幸一商工労働課長 7,000円の考え方でございます。先ほども申し上げた形にはなりますが、国から示されている交付金の総額が約1億3,000万円、ここを基本としましてそこから積み増しをしていくという考え方でございます。1人当たり3,800円程度が国からの交付金の部分でございますが、その上で物価高の影響というのが約ひと月当たりの1,500円程度、また、電気料の値上げというのも6月に行われたところでございます。

それに相まった形で、どこまで積み増すかというところを検討した結果、今回について7,000円というところを御提案させていただいているところでございます。

山田庫司郎委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、オホーツク網走マラソン開催事業、オホーツク網走マラソン開催負担金について説明を求めます。

井上博登観光課長 議案資料13ページを御覧ください。令和5年度一般会計観光振興費、オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじ助成金、通称t o t oの交付決定に伴い、その財源を補正するものであります。

補正額についてですが、歳入では、諸収入、オホーツク網走マラソン開催助成金としまして、800万円の追加補正を行うものです。これに伴いまして、一般財源の所要額が800万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、道路整備事業、市道改修事業について説明を求めます。

村上雅彦都市整備課長 それでは、議案資料の14ページを御覧ください。

令和5年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、市道改修事業につきまして御説明をさせていただきます。

1の補正の理由及び内容であります、凍上などにより損傷した市道を改修するため、各種起債事業を活用し、委託料、工事請負費の合計1億3,000万

円を追加補正するものであります。

対象路線につきましては、次ページ以降の15ページ、16ページに記載のある路線となります。

続きまして、2の補正額であります、(1)の歳出予算につきましては、歳出予算の補正前の額が1億5,000万円、補正する額が1億3,000万円、補正後の額は2億8,000万円となります。財源内訳は、補正額に対する市債1億2,140万円、一般財源860万円となります。

(2)歳入予算につきましては記載のとおりとなります。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 まず根本的なところかもしれませんが、委託料を計上されておりますがこの委託料を調査っていうお話だったんですが、調査をした上でこの計画が上がったかなというふうに思うんですが、この委託料の意味を教えてください。

村上雅彦都市整備課長 ここに計上させていただいております委託料につきましては、市道の内にですね、トラフ構造となっております排水設備がある路線がたくさんあります。それら排水設備等を調査して設計をさせていただくという内容で、委託料として計上させていただいているものであります。

深津晴江委員 排水設備を調査のための委託料ってということなんですね。これから設計をしていくって意味っていうふうに捉えてよろしいでしょうか。

村上雅彦都市整備課長 市道の台帳にはですね、土工定規図はあるんですけども、なかなかですね、排水の流末の構造の検討ですとか、そういうところはなされておりませんので、そういうものを含めた上で設計をさせていただいて、次年度以降に工事に反映させていただくという内容になります。

今回計上している委託料につきましては、次年度以降に工事を行うための委託料となっております。

深津晴江委員 そのことについては了解しました。

下の工事費ってというのは、既に調査が、設計が終わった部分での事業費っていうふうに捉えてよろしいでしょうか。

村上雅彦都市整備課長 工事費につきましてはですね、既に現場等の調査等は、直営でも行える路線等になりますので終わっているということになります。

す。

深津晴江委員 承知いたしました。

次になんですが、このたび、6路線の追加が提案されておりますが、今現在何路線ぐらい、市民の皆様などからの御要望、修繕の御要望が上がっているのか教えていただきたいと思っております。

村上雅彦都市整備課長 都市整備課ではですね、市民からの地域要望に加えまして、路面性状調査等で道路の状態を把握して、優先順位等を各地域で設定させていただいております。当課ではですね、令和5年度から9年度までで42路線を当初計画として考えていたところでありますが、今年度3月末から4月上旬にかけて緊急点検をさせていただき、新たに15路線、追加した状態で今後の整備を行っていく予定としております。

深津晴江委員 全体的には、46路線が今のところ上がっていて、その中で15路線のうちの今回は6路線というふうに捉えてよろしいでしょうか。

村上雅彦都市整備課長 当初計画していた路線以外として15路線、今回、新たに緊急点検で工事が必要というふうに判断をさせていただきまして、そのうちの6路線ということになります。

深津晴江委員 緊急点検で15路線が必要だった、そのうちの今回は6路線を補正で工事していきますというふうに捉えてよろしいですか。

村上雅彦都市整備課長 そのとおりでございます。

深津晴江委員 それでは、緊急点検をして必要が高かったほかの路線については、今後予算付けをしていくという考えでよろしいでしょうか。ただその緊急ってなったときは、極力速やかに市民の皆様のお安全、事業者様のお安全を考えたときには、極力速やかに道路の補修をしていく必要があるかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

村上雅彦都市整備課長 道路の補修につきましてはですね、道路自体に下水道ですとか上水道ですとか、地下埋設物があります。それで、担当課とも調整が必要な路線、今後、更新をする予定がある路線等がありますので、それらの調整をした上での今回は6路線というふうになります。

深津晴江委員 ありがとうございます。

承知いたしましたので既に上がっています46路線というところでは随時、補修に向けて予算の計上などをしていただければなというふうに考えております。

以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 今回は、緊急に急ぐ必要のあるところということだと思うんですが、網走においても、やはり凍上で相当傷んでいる道路がかなり市内にはあるというふうに私も感じていまして、特に今年はその辺、ひどかったのかなというふうな思いもあるんですが、原課として、市全体の多分、調査をしているんだと思うんですけども、そういう中で今回のこのことについては、とりわけ大変な部分だというふうな形で認識してよろしいでしょうか。

村上雅彦都市整備課長 緊急点検等で現地の調査をさせていただいた上で、交通安全上必要があるような路線等につきまして、やはり既存予算プラスですね、補正予算を組ませていただいて対応したいというふうに考えて今回上程しているところでございます。

松浦敏司委員 それで今後、これからも、このほかにもね、それに次ぐ、傷んでいる道路というものたくさんあるんだろうというふうに思うんですが、現時点でどのぐらいの路線が今後、改修が必要だというふうなのはどのぐらいあるんでしょう。

村上雅彦都市整備課長 先ほども少し触れさせていただきましたけれども、令和5年度から令和9年度までの都市整備課として工事を進めるべきだというふうに考えている路線が42路線、今回の緊急点検で15路線増えた状態となります。

松浦敏司委員 はい、わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 今年が雪が少なかったせいなのか別にしてですね、道路の傷みが非常に目立った年だというふうに思っていますから、原課も含めて、都市整備課もちろんですが、都市管理課のほうも大変だと思うんです。今回、6路線ということで先ほどの質問の中で委託費の関係がちょっと触れられましたけれども、この位置図からすると、つくしヶ丘2丁目2号線が委託ってなっているんですが、先ほどの説明でいういわゆるU字溝トラフの排水がある路線を全体、市の全体を見た中で調査したいという、そういう答弁だったと思うんですが、これは、つくしヶ丘2丁目線というのは調査だけして終わりということではないですか。

村上雅彦都市整備課長 すみません。

つくしヶ丘につきましてはですね、排水構造が道路のセンター構造になっておりますので、先ほどト

ラフという話でお話しさせていただいたところですが、ちょっと認識が違いまして排水構造を今、我々が今こうできないかと考えているのは、センター構造から一般的な両サイドに集水するがある構造に変えられないかなというふうには考えているところなので委託を出させていただいて、その辺は、協議しながら設計していきたいというふうに考えています。

山田庫司郎委員 先ほどの答弁、私の認識が間違っていたのかもしれない。

市内全域のU字溝で排水がある路線を全て調査したいというふうに聞こえたものですから、これはつくしヶ丘2丁目2号線に限定した調査委託ということで設計も入っているのだと思いますが、そういうことでいいんですね。確かにあそこは真ん中に配水があって勾配がセンターにいていますからそれを両勾配の普通の道路にしたいという考え方のようですので理解しました。

それで、今回も1億3,000万、補正で増やしていただきました。非常に網走市の財源がある程度よくなってきた状況が一つ、一時期よりはありますけれども、まだまだ大変な状況が一つある中でこうやって、市債等一般財源を投入してですね、道路をしていただくということは大変な決断に私は敬意を表したいと思うんですが、本当に単費という表現がいいかは別にしてですね、単費を幾らか導入してやらなければ補助ばかりに頼っていると、道路の長寿命化がやっぱり間に合わなくなりますんで、ぜひ原課のほうも含めてですね。その辺は今後も計画を持っているようですから、非常に財政が厳しい中で状況でありますけれども、速やかなやっぱり整備をですね、ぜひ要望させていただきたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、公園整備事業、都市公園等ストック再編事業について説明を求めます。

村上雅彦都市整備課長 続きまして、議案資料の17ページを御覧ください。

令和5年度一般会計、公園施設整備費補正予算、都市公園等ストック再編事業の歳入歳出予算の補正につきまして御説明をさせていただきます。

1の補正の理由及び内容であります。国の補助金の減額に伴い、その財源を補正するものでございます。

2の補正額であります。〔1〕の歳出予算につきましては、歳出予算の補正前の額が8,000万円、補正する額及び補正後の額に変更はございません。財源内訳は、補正額に対する国庫補助金4,000万円を見込んでいたところではあります。内示額1,500万円となったことに伴いまして、国庫補助金マイナス2,500万円、市債2,250万円、一般財源250万円とするものでございます。

〔2〕の歳入予算につきましては、国庫補助金の減額に伴い、国庫補助金補正後の額1,500万円、市債5,850万円となります。

工事箇所につきましては、当初予算から変更はなく次ページを御参照願います。

説明は以上となります。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

井戸達也委員長 次に、議案第5号エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結について説明を求めます。

小原功建築課長 議案資料41ページ、資料5号を御覧願います。

議案第5号エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結について御説明いたします。契約の内容でございますが、契約の目的につきましては記載のとおりでございます。入札執行は令和5年5月25日に指名競争入札にて実施いたしました。今回、落札業者の丸茂電機株式会社札幌営業所と1億5,950万円を契約を行うとさせていただきます。

なお、工事完了予定日は、令和6年3月29日でございます。

工事の概要でございますが、工事施工箇所、工事内容につきましては記載のとおりでエコーホール内の舞台照明をLED化するとともに調光操作卓を更新するものでございます。

以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 エコセンターの舞台照明の工事ってというのは大変、今後長い目で見たときに必要なことだと思っております。そこで質問なんです、指名競争入札ということなんですが、今回は何社入札の希望があって丸茂電機さんに決まったのか教えていただければというふうに思うのですがいかがでしょうか。

小原功建築課長 今回の指名業者でございますが、舞台装置などを専門としております2社に指名をしたところでございます。

深津晴江委員 そこで、こちらのほうが安かったということで入札したということなんですね。

はい、承知いたしました。

この工事に伴う市民の皆様の影響をお伺いしたいんですが、完了の時期についてはお伝えいただいたんですが、いつからいつまでこの舞台が使えなくなるのかそういうのがありましたら教えていただきたいと思えます。

小原功建築課長 現時点での工事の予定日といたしましては、年明けの2月1日から3月29日までを予定しております。

ただ、この間におきましては使える、早く終わるですとかそういったことがございますので、今後、契約を結んだ後に業者と所管しております社会教育課のほうと具体的な工事の日程を決めたいというふうに考えております。

深津晴江委員 つきましては2月1日からは、しばらくの間は使えない可能性があるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

小原功建築課長 そのように考えております。

深津晴江委員 承知いたしました。

よろしく願いいたします。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 1点だけ確認させてもらいます。

予定価格が幾らだったかと落札金額で請負残が幾ら出たのか、ちょっと報告してください。

小原功建築課長 税込みで申し上げますが、予定価格1億6,918万円、これに対しまして、落札価格が1億5,950万円、落札率は94.28%でございます。

山田庫司郎委員 はい、わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第5号エコセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定しました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

井戸達也委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、庁舎整備事業、庁舎情報システム移転整備事業について、債務負担行為補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

小松広典新庁舎開設準備室次長 議案資料の4ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、庁舎整備費、庁舎情報システム移転整備事業の歳入歳出予算の補正と債務負担行為の設定について御説明いたします。

補正の理由につきましては、新庁舎への移転に当たり、情報システムのクラウド化と移転準備作業を行うための経費を追加補正しようとするものでございます。

なお、情報機器並びにクラウドシステムへの移行に必要な備品については、北海道市町村備荒資金組合と5年償還の譲渡契約により行うため債務負担行為を設定しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。庁内の通常業務で使用するシステム構築手段をこれまでの形態からクラウドシステムへ移行し、業務の効率化を図ろうとするものでございます。具体的な内容につきましては、現在の庁舎において現在のシステムと並行してクラウド化した業務の運用ができるよう各種調整をしながら、新庁舎と同様の環境を構築し、庁舎移転時にスムーズに業務遂行できるようシステム構築を進めようとするもので、後段の備荒資金の令和5年度償還金74万1,000円を含む9,919万8,000円の追加となります。

なお、新庁舎へ移設する住基系などの情報機器の移転費用並びに新庁舎に新設するネットワーク工事等につきましては、改めて予算案を提出、提案させていただき予定としております。

補正額につきましては、歳出につきましては2の

(1) 補正額9,919万8,000円のうち、9,845万7,000円が基金繰入金となり、歳入につきましては2の(2)のとおりでございます。

債務負担行為の内容でございますが、無線LAN、通信機器、ワークスペースの利用ライセンス5年分を含むChrome端末390台の整備について、北海道市町村備荒資金を活用し整備するため令和6年度から令和9年度の償還について、1億5,092万5,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

議案資料5ページに移りまして、これらの事業概要としまして、情報システムのクラウド化と移転準備作業として9,845万7,000円、先ほど申し上げました備品の整備としまして1億5,166万6,000円となります。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分、新庁舎開設準備室関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

井戸達也委員長 再開いたします。

次に、請願の審査を行います。

令和4年9月8日に開催された代表者会議、その後の議会運営委員会において、議会先例、事例、申し合わせ事項106として次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は、原則として付託された定例会の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記に関わらず、閉会中継続審査とされた請願、陳情は、原則として次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査が

終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件は、審議未了として取り扱うものとするようになっております。

それでは、請願第1号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について、審査をいたします。

この請願について、委員の皆さんの見解をお示しいただきたいと思います。

山田庫司郎委員 ぜひ採択の方向でお願いしたいということの前段申し上げながら、今、地方財政大変厳しい状況だというふうに全国の自治体は考えています。ふるさと納税のいろんな部分というのは、一つメリハリはあるのかもしれませんが、やっぱり、地方財政充実をしていただくということが地方自治体の立場で最も基本的な考え方というふうに思います。

ただ、国も非常に国債含めて借金がどんどん増えているということですね、今回の岸田さんも子供の対策についてもいろいろいい話をさせていただけるんですが、裏づけの財源の話が全くまだ明らかになってないということも含めると、非常に国も大変な状況が一つありますけれども、やっぱり地方が、自治体がやっぱりしっかりすることによって国が成り立っているというふうには私は考えていますので、毎回、この地方財政の充実については、全議員の最終的には理解を得てですね、採択しているという経過も含めて、ぜひ、委員の皆さんに採択の方向で御理解いただければと、こんなふうに思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

松浦敏司委員 今、山田委員からありましたけれども、やはり地方財政っていうのは、そもそもが財政力という点では小さいわけですから、しかし、様々な国との関係でいっても、国の仕事を大いにやっているというようなこともあります。

いずれにしてもこの地方財政をしっかりとさせるという点では、国の支援がどうしても必要だし、さらなる強化をということでありますので、私は当然、この請願については採択すべきだというふうに考えます。

井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

澤谷淳子委員 公明クラブの会派としてもこちらは採択でお願いいたします。

やはり、地方自治体の自由な裁量で使える予算というか、そういうものも大事でありますので、何とかこの地方自治体の財政をしっかりとらせていきたい

と思っておりますので採択をお願いいたします。

井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

立崎聡一委員 地方財政充実・強化なんですけれども、地方財政ややっぱりしっかりしなければならぬということ、先ほど山田委員もおっしゃっていましたがけれども、ふるさと納税の関係等もございませぬけれども、やはり国からの支援というのは、やはり重要なんだろうなというふうに考えますので、ここは充実と強化ということをやっておりますので、そこは賛同したいなというふうに会派で思いません。

小田部照委員 私のほうからもこれについては当然、当たり前前のことが書かれておりますので全体的には、総括的には採択の方向であります。

ただ一つ気になる点が記の8番、特別交付税の配分に至ってはですね、これに対して減額措置を行わないことというふうな明記されているところはちょっと若干、気になるところでありますが、総体的には採択の方向でよろしいと思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第1号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

井戸達也委員長 続きまして、請願第2号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査をいたします。

御発言ございませんか。

澤谷淳子委員 こちらも会派としては採択にいたします。ようやく2023年度、今北海道の最低賃金もやっと900円を超えて920円。ここまでもだいぶ長かったんですけれども、本当に1,000円目指して何とか北海道もそのようになっていけばいいと思っております。

採択をお願いいたします。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

山田庫司郎委員 今、澤谷委員からも貴重な意見を頂いたというふうに思います。私もですね、ぜひ、この最低賃金制度、1,000円って金額もありますけれども、そこを目指すのは別にしてですね、1円でもやっぱり最低賃金を毎年上げていくと。皆さ

んご存知のように、非正規がもう2,100万人くらい居るって話もありますから、年収が200万満たない労働者が非常に多いということになると、そこをやはり救済するのは最低賃金しかないだろうという私は一つのやっぱり大きな目安になるっていうふうに思いますので、ただ中小企業を含めて、賃金が上がりますと会社経営も非常にきつくなるということも一つあって、この文面に今まであったんですが、中小企業に対してもやっぱり対策をしっかりとすることは、この文面の中にはありませんけれどもそういうことも視野に入れながらですね、今、国は賃上げをやっぱり引き続きずっとやっていこうという考え方を持っていますから、その一つの考え方として最低賃金制をやっぱりアップするというのが非常に大事だと思いますので、ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

松浦敏司委員 私どもも、この請願には賛同したいと思います。

これほど物価が高騰している中で最低賃金が1,000円とありますけれども、それでも低過ぎるなというふうに私どもは考えています。当然、中小企業という点では、賃上げになれば最低賃金が上がればそれは経営に苦しくなると思います。だから、本来でいえば、国がそこを支援していくというふうにしなければならぬというふうに思います。

なお、私ども日本共産党としては、大企業に500兆円の内部留保があると、そこに一定の課税をするということによって、10兆円ほど財源も出ると、それを中小企業の賃上げの分に振り向けるというような方法も一つにはあるというふうに思いますが、それはそれとして私どもの主張なんでそれは別として、いずれにしても請願については採択すべきだというふうに考えます。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

立崎聡一委員 最低賃金の意見書なんですけれども、本当に物価高騰等を考えるととってもなお話だろうし、やっぱり最低賃金を上げてあげないってというのは非常に思います。

ただ、経営者として考えたときに最低賃金が上がればやはり、それぞれ皆さんの経営に関してもどうかなというふうに思います。元がひっくり返ってしまえば、最低賃金も何も無いという話もあります。今までお二方いろいろとお話ありまして、国のほうで中小企業に対してのというようなお話もありまし

た。その部分は、経営者のほうの経営の部分についてはまた、それはそれでまた考えるとして、最低賃金のこの意見書については会派としても、そこは通してというか、したほうがいいんじゃないかという意見に達しましたので、採択したいなというふうに思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

小田部照委員 この請願に関しては、1,000円以上ということを目標に目指すというような文案になっておりますが、私としてはですね、1,000円以上義務化の議論を検討していく、時期に来ているんだと個人的には考えておりますので、ぜひ採択の方向でよろしいと思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

請願第2号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願につきましては、全会一致により採択すべきものとして取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

井戸達也委員長 次に、それでは、続きまして請願第5号あばしりまちづくり条例の制定を求める請願についてを審査いたします。

この件について皆さんから御発言を願います。

山田庫司郎委員 3月議会の中の議論の中で継続的な雰囲気でしたから、自動的に廃案ということに一度手続的になったわけで、また再度提出があったと、ここにも書いてあるように3,205名の署名も含めると、3,200となりますと、10人に1人の市民が署名をしたというふうに考えてもよからうとこんなふうに思うわけで、それで前回から私も主張していますけれども、自治基本条例とまちづくりの基本的な条例です。そういう意味で非常に私は議会サイドもここにやっぱりしっかり関わるということになるんだろうというふうに思いますが、ぜひ採択をしてですね、理事者は今大変忙しい状況が一つあると思いますが、すぐやるということにはこれ基本的には2年3年かかるんだろうと私は思いますが、ぜひ、まちづくり条例、この名前は別にしてこういう趣旨のやっぱり条例をですね、網走市にも私は必要だろうとこんなふうに思っていますので、今回は採択の方向で御理解いただければと、こんなふうに思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

松浦敏司委員 私どもの会派としても、基本的には採択の方向でいいんじゃないかというふうに考えています。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

澤谷淳子委員 あばしりまちづくり条例ということで、本当にこれですね、こちらに書いてありますけれども、これを最高規範として網走のまちづくりの市民も交えた、そういうことをやっていこうという本当に素晴らしいことが書いてあるんですが、やはりきちんと条例でするので安易にやっぱり決められないと思ひまして、その中の具体的推進のところなどを読みましても、市民委員で構成するものとするってなっているんだけど、その市民委員も誰がどのようにどうやって選ばれるのかとか、やっぱり非常に曖昧ではいけないという部分もあります。

また、この住民っていうか市民のどういう市民がどういうことかっていうのも書いてあるんですけど、要するに住民票もなく、住民票は置いていないけれども、たまたま、こちら事業をなんていったらいいでしょうか、ここに書いてあるとおりなんですけれども、要するにその不透明な部分があって、これをなかなかこの採択してっていうのは、ちょっと厳しいなとは思っております。

本来、私たち議員は市民の選挙で選ばれてここにいるわけですし、そしてまた、そういうまちづくりの何かお話し合いが必要なものってのまちづくり検討会とか、いろいろやる方法としてはあると思いますので、やっぱり議員とか市長は、地方公務員法と公職選挙法にのっとって、もう有権者によって選ばれたってことがありますので、やっぱりその法にのっとってきちんとそういう手続が踏まれていてこのようにあるので、このまちづくり条例は、私は必要ないのではないかと思います、一応会派としても不採択でお願いいたします。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

立崎聡一委員 うちの会派の中で話し合ったことできますと、昨年、年度末なんです。3月にもこの話がありまして、いろいろとお話をしてきた経過もございまして。ただ、請願者の願意もよく理解できますし、もちろん全体的に読んでいくと非常にいいことを書いてあるな、必要なことを書いてあるなということもありますが、まだまだちょっと違うというか、私たちの会派としてはちょっと理解できない部分もございまして、ここは請願者の方ともうちょっとお話をしてみても、どういうふうになって

いるのかもっと煮詰めていきたいなというふうに思っていますので、継続でお願いしたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに。

小田部照委員 この条例の制定の請願についてですが、前回、審議未了となったものがまた、再度上がってきたものだと認識しております。

これに関しては、元々、そもそも我々議会、議員の皆様がですね、しっかりと二代表制を正しく理解し活動していれば、このような屋上屋のような、条例要請というものは出てこないだろうと私は考えております。本来我々、議員がですね、市民の代表であり、二代表制をきちっとしておれば、このようなものは必要ないだろうと私は認識しておりますので、継続して検討させていただきたいと思えます。

井戸達也委員長 現段階において全会一致を見ておりませんので継続となりますが、山田委員、発言ございますか。

山田庫司郎委員 採択、不採択、継続ということですから、まとまらないだろうというふうに思いますが、ただ、もし委員の中で認識を、もし間違っていたら大変失礼な言い方ですが、これは先ほど私も言ったように、理事者は大変忙しいのだと思えますが、ぜひ理事者の方、これも請願は、これは採択すればそのまま条例が通るということではないんです。これを目安に基本にして、しっかりしたやっぱり、これからも自治基本条例及びあばしりのまちづくり条例をやっぱり市民と、理事者そして議会も含めた中のまちづくり条例をしっかりつくっていかうじゃないか、そういう意味で理事者には大変申し訳ないんですが、理事者の方をお願いをするという請願内容なんですね、趣旨としては。

ですから、ここで採択したらそのまま条例が、これが通っちゃうということではないので、先ほど私が言ったようにこれは議会のこともこの中に触れています。議会は議会で基本条例を持っていますけれども、このまちづくり条例の中に議会がどういう形で関わっていくかということは議会でも議論をもちろんなしなきゃならんというふうに思いますが、今回は継続なるんだろうと思えますが、ぜひ、理事者には御面倒をかけますが、一度しっかり。津別あたりは2年後につくりたいという町長も宣言をしたのも新聞に出ていましたけれども、いろんな自治体ではやっぱりこれが基本だと、自治基本条例だという考え方でつくっている市も町もありますの

で、ぜひそういう方向でまた再認識いただければというふうに思えます。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

それでは、請願第5号あばしりまちづくり条例の制定を求める請願については、意見の一致を見なかったため継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

井戸達也委員長 続きまして、陳情第1号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情についてを審査いたします。

この件について御発言を願います。

松浦敏司委員 このインボイスの問題、私も一般質問で何度か質問したことがあります。いよいよこのままで行けば、今年の10月からスタートするというふうになると思うんですが、しかし依然としてフリーランスの人たちや中小零細業者、とりわけこの対象となるのは年間売上げが1,000万円以下の非課税への消費税が非課税と免税されている業者、あるいは個人というふうになっているわけです。本来、消費税を納めなくてもいいという人たちがこのインボイス制度になることによって、消費税を納めなければならなくなる。納めなくてもいい業者もいるんですよ。それは領収書を発行しなくてもいいような業者。いずれにしても領収書を発行するとなれば、このインボイスの登録番号というのがない領収書は、ただの紙切れということになって経費にならないというふうなことを、そういう意味では、いわゆる、小さな事業、小規模の事業者にとっては死活問題というふうになっています。

そういう意味で、今なお多くの人たちが反対しているというのはそういうことからなんです。本来、納めなくてもいい税金を納めざるを得なくなるようなことを思うとやっぱり正しくないというふうに思えます。

そういう意味でこのインボイス制度については、取りあえず、もう少し延期してほしいという陳情がありますから、私はこれは採択すべきだと考えます。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

澤谷淳子委員 やはり、小さな事業者さんというかそういうところは本当に、このインボイス制度自

体も大変複雑ですし、今まで非課税だったところの方も、課税されているところは当然登録はするんですけども、非課税の方が登録しなくてはいけないというのにハードルがあって、その理解がすごく深まっているかということ、私も確かにもうちょっと難しいかなと思います。

ただ、もともと、登録しないままでも事業が継続されて10月1日からインボイス制度が始まって、登録はしなくても相手からは、だから逆に取引があんたのところしてないんだったら取引をやめるわって言われちゃうかもしれないけれども、そういういろんな、まだ確かに皆さんがよくわかってそれを登録するしないを選択しているかというのはちょっとまだ、もうちょっと周知不足かなという面も否めないと思います。それで見直しをする必要はないと思うんです。

やっぱり、これは仕入れと販売で不正も行われたりするものを何とか正常にしたいということで、この納税制度の本当に大事な部分だと思いますから、インボイス制度自体は必要だと思いますので、見直しはしなくてもいいんですけども、延期はしてもいいかなと現状の皆さんの理解っていうことで、延期は必要かなと思いますので継続でお願いいたします。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

山田庫司郎委員 私もですね、この制度は非常に不公平感が出ている内容も一つあります。そういう意味で、延期と見直しっていう陳情の内容です。それで延期をするということは周知の期間が必要だとなれば、これ延期する必要があると思いますが、やはり内容をもう少し精査してですね、やっぱり不利益を被らない、やっぱりフリーランス、個人事業者にとってというのが非常にこれは大変な状況が一つ生まれるわけですから、その辺をもう少しですね、しっかり受け止めながら、制度の中身、改良点があれば、やっぱり私は改良をしながらという、そういう視点で延期していきたいと、こういう意味で私は陳情に対しては賛成の意を表したいというふうに思います。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

立崎聡一委員 インボイス制度自体について延期と見直しを認める陳情なんですけれども、インボイス制度、なかなか難しい問題なのかなというのは前から、松浦委員も一般質問されていましてので、僕も勉強させてもらいました。ただ国民として

納税の義務というのがございますので、そこは不公平だとかっていうのではなくて、やっぱりそこをきちっとしなければいけないなというふうに思います。

ただ、すごく勉強しているんですけども、頭が悪いせいでなかなか理解できないっていう部分もあります。僕ら農業者なんかも、大多数の方がインボイス制度で、引っかかるという言い方をしたら変なんですけれども、値するもんですから、当然、手続を何かしなきゃいけないんですけども、ただちょっと時期っていうことでいえばやっぱり、延期というのは必要なだろうなという、見直しはする必要はないと思います。だからね、これ読んだときにうーんと思ったんですけども、取りあえず継続という形で取り進めるのが一番いいんじゃないかなということで、会派の中では話をしました。

井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

小田部照委員 これに関しても様々な課題があるようですので、継続して審議させていただきたいと思います。

井戸達也委員長 それでは、陳情第1号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情につきましては、全会一致を見ておりませんので、継続審査すべきものと取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それではですね、請願1号、2号につきましては採択となりましたので、ただいま意見書案を配付いたしますので、そのままお待ちください。

暫時休憩とします。

午前0時04分休憩

午前0時07分再開

井戸達也委員長 それでは再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第1号2024年度地方財政充実・強化を求める意見書提出についての請願、請願第2号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することにいたしますが、それでよろしいでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をいたします。

ここで、理事者退席のため暫時休憩いたします。

午前0時08分休憩

午前0時09分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、農作物の作況調査の実施についてでございます。

今年度の作況調査の実施について協議を願います。

まず先に、「作況調査を実施するか否か」協議をしていただきたいと思います。

松浦敏司委員 相手方もいるのでどうこう、いつってことは言えませんが、相手方との調整をしながら、実施すべきだと考えます。

井戸達也委員長 ありがとうございます。

賛成という意見がございましたので、今年度の作況調査を実施するというので、相手がいるということでございますので、例年であります8月の頭に実施してありますけれども、今年度につきましては麦が始まり、繁忙期ということと時期的にサクラボ狩りが終わりかけておりますので、可能であれば7月中旬頃に日程調整するようにしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、委員外議員の参加を認めるか否かについて、御発言を願いたいと思います。

松浦敏司委員 認める方向でよろしいかと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井戸達也委員長 それでは異議なしということでございますので、委員外議員の参加を認めるということで決定をいたします。

それでは、次にですね、行政視察についてでございます。

今年度の行政視察について協議を願います。

まず、行政視察を実施するか否か御発言をいただきたいと思います。

松浦敏司委員 やるという方向でよろしいかと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

井戸達也委員長 賛成ということでございますので、この件については実施をするという形を取りた

いというふうに思います。

日程、視察項目、そして視察先など協議をする必要がございますけれども、今現時点において皆さん案をお持ちであれば御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

時期もございまして、その辺についても、まずは持ち帰っていただいて、視察項目等はですね、事務局を通じてお知らせいただきたいというふうに思いますが、一定の……。

山田庫司郎委員 ただ、改選期は秋だというふうに思いますが、大体の日程を決めないと、そこから逆算していつまでに調査項目等、どこの調査地をいつまで上げてくれるという話をしたほうがいいんじゃないかと思うんです。10月か11月だと思いますけれどもね。

井戸達也委員長 ありがとうございます。

例年通りですね、改選期は10月の実施ということで予定を組み立てております。

日程等の逆算をしていくとですね、7月上旬ぐらいを……行政視察については10月、そして日程調整予定などと視察項目、場所については、7月上旬ぐらいをめどに、いい案があれば、ぜひ事務局のほうに申し出ていただいて、最終的にまた委員会で決定したいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

全体を通して、各委員から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれで、総務経済委員会を終了いたします。

午後0時11分閉会